働き始めたら、所得税や住民税、健康保険料や年金保険料などを支払う義務が生じます。 具体的な金額や支払う理由について確認してみましょう。

## 税金や社会保険料は、給与(収入)から直接引かれる

## 給与明細の例

	基本給	残業手当		通勤手当		家族手当	資格手当		業務手当		総支給額
支給(円)	200,000	20,000		10,000		0	10,000		0		240,000
	健康保険	厚生年金		雇用保険		所得税	住	民税			控除額計
控除(円)	11,980	21,960		1,440		5,500	15,000				55,880
									差引支給額		
た場合に、少額の自己負担で治し				雇用保険 用保険とは、失業 た場合に、再就職 での間の生活費		所得税 個人が1年間で 得た、所得に対 してかかる税金		住民税 住所地の都道 府県と市区町村 に納める、2つ			184,120



## 厚牛年金

厚生年金とは、会社員が現役時 代に毎月支払うことで、老後に 年金を受け取れる制度です。

までの間の生活費 をサポートする手 当などが受け取れ る制度です。

してかかる税金 です。

に納める、2つ の地方税を合計 した税金です。

## 総支給額

基本給に残業手当、資格手当などを 加えたものが総支給額となります。

税金や社会保険料による 支出を「非消費支出」といいます

収入



税金・社会保険料 (非消費支出)



可処分所得(手取り収入)